

戦没者追悼式が行われました

平成26年度戦没者追悼式が3月19日（木）に埼玉中央農業協同組合東秩父支店2階でしめやかに営われました。

本村から西南戦争以降に出兵されたくなられた223柱の御霊を追悼するため、ご遺族の方52名が出席されました。足立理助東秩父村社会福祉協議会長をはじめ、多くの関係者が追悼の言葉をささげた後、参列された方全員が献花を行い、式は終了しました。

戦争は尊い命を奪い、多くの悲しみを生み出しました。

参列者は、惨劇が二度と繰り返されないよう願いを胸に、式に出席されていたようです。



東秩父消防団 辞令交付式



東秩父消防団の平成27年度辞令交付式が4月2日（木）、役場大会議室で行われました。今年も、8名の方に退団辞令が、14名の方に任用辞令が交付されました。

消防団員の皆さんには、総勢108名の新体制で、地域の安全を守り、住民の皆さんに安心を届けていただきます。よろしくお願います。



小川消防署東秩父分署に 鈴木分署長着任（敬称略）



地元の防災に関わることに責任とやりがいを感じております。災害発生ゼロを目指し努力いたします。

東秩父分署長 鈴木 貞夫
住所 東秩父村 趣味 カラオケ

抱負 4月より地元東秩父分署に勤務することになりました。直接

※前任の石川分署長は、小川消防署嵐山分署へ異動されました。

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金が支給されます

○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の①死亡②時、③生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください）

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

請求手続など詳しくは、住民福祉課福祉年金担当（82-1221）までお問合せください。



消防団水槽車を購入 1分団第3部（奥沢）に配備

村では、東秩父消防団第1分団第3部（奥沢）の消防車両が老朽化したため、新たに水槽車（2.4t）小型動力ポンプおよび高圧ポンプ積載車を購入し、同部に配備しました。

3月19日、役場において関係者の出席のもと車両の引渡式が行われ、車検証とキーが足立村長から関根団長に、引き続き関根団長から車両を管理する1分団3部の曾我部団長に引き渡されました。

